

発行定日 毎週火曜日及び金曜日

奈良県公報

目次

ページ

〇奈良市と添上郡月ヶ瀬村及び山辺郡都祁村との合併に伴う関係条例の整理に関する条例(市町村課) 一

公布された条例のあらまし

◇奈良市と添上郡月ヶ瀬村及び山辺郡都祁村との合併に伴う関係条例の整理に関する条例

1 規定の整理

添上郡月ヶ瀬村及び山辺郡都祁村を廃し、その区域を奈良市に編入する廃置分合の処分に伴い、必要となる関係条例について所要の規定の整理を行うこととした。

- (1) 県税事務所等設置条例
- (2) 奈良県事務処理の特例に関する条例
- (3) 奈良県福祉事務所設置条例
- (4) 奈良県こども家庭相談センター設置条例
- (5) 奈良県保健所設置条例
- (6) 奈良県立高等学校総合寄宿舎条例
- (7) 奈良県立青少年野外活動センター条例

- (8) 奈良県立高等学校等設置条例
施行期日
平成十七年四月一日から施行することとした。

条例

奈良市と添上郡月ヶ瀬村及び山辺郡都祁村との合併に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成十七年一月二十一日

奈良県知事 柿本善也

奈良県条例第二十二号

奈良市と添上郡月ヶ瀬村及び山辺郡都祁村との合併に伴う関係条例の整理に関する条例

(県税事務所等設置条例の一部改正)

第一条 県税事務所等設置条例(昭和二十六年六月奈良県条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

第二条の表奈良県奈良県税務所の項中「添上郡」を削る。

(奈良県事務処理の特例に関する条例の一部改正)

第二条 奈良県事務処理の特例に関する条例(平成十二年三月奈良県条例第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一の五の項中「各町 月ヶ瀬村 都祁村」を「各町」に改める。

別表第二の十三の項中「葛城市 都祁村」を「葛城市」に改め、同表の十四の項及び同表の三十三の項中「生駒市 月ヶ瀬村 都祁村」を「生駒市」に改める。

(奈良県福祉事務所設置条例の一部改正)

第三条 奈良県福祉事務所設置条例(昭和三十年九月奈良県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

第二条の表奈良県東和福祉事務所の項中「添上郡 山辺郡」を「山辺郡」に改める。

(奈良県こども家庭相談センター設置条例の一部改正)

第四条 奈良県こども家庭相談センター設置条例(平成十四年三月奈良県条例第四十六

号)の一部を次のように改正する。

第二条の表奈良県中央子ども家庭相談センターの項中「生駒市 添上郡」を「生駒市」に改める。

(奈良県保健所設置条例の一部改正)

第五条 奈良県保健所設置条例(昭和二十七年五月奈良県条例第二十五号)の一部を次のように改正する。

第二条の表奈良県郡山保健所の項中 「生駒市 添上郡」を「生駒市」に改める。

(奈良県立高等学校総合寄宿舎条例の一部改正)

第六条 奈良県立高等学校総合寄宿舎条例(昭和五十六年三月奈良県条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

別表中「月ヶ瀬村、」を削る。

(奈良県立青少年野外活動センター条例の一部改正)

第七条 奈良県立青少年野外活動センター条例(昭和四十四年三月奈良県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「山辺郡都祁村」を「奈良市」に改める。

(奈良県立高等学校等設置条例の一部改正)

第八条 奈良県立高等学校等設置条例(昭和三十一年十月奈良県条例第四十二号)の一部を次のように改正する。

第二条中「同 登美ヶ丘高等学校」を「同 登美ヶ丘高等学校」

「同」に、「同 二階堂高等学校」を「同 山辺高等学校」

「同」に、「同 山辺高等学校」を「同 山辺郡都祁村」

高等学校 「同」に改める。

附則

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

【定価】 一か月 千五百円 一部売り 一枚につき二十円(共に送料、消費税別)

発行

奈良県

奈良市登大路町三〇
電話 〇七四二一三二一〇(代)

印刷

株式会社 春日

奈良市三条栄町九一八
電話 〇七四二一三五七七(代)

本誌は再生紙を使用しています。

